

令和5年6月第4回室戸市議会定例会会議録（第6号）

1. 日 時 令和5年7月3日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議 事 班 主 任	村 田 茉 莉
議 事 班 主 事	山 本 悠 里

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	福 留 裕 治
財産管理課長	戎 井 健	税 務 課 長	西 村 城 人
市 民 課 長	小 松 達 也	こども子育て支援課長	辻 さおり
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	西 岡 佳 久
健康医療政策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	上 松 富士樹
福祉事務所長	森 岡 光	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長	山 本 康 二	生涯学習課長	和 田 美紗子
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 議案第4号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）について

（総務文教委員会委員長報告）

日程第2 議案第2号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第3号 室戸市火災予防条例の一部改正について

議案第6号 令和5年度吉良川サブセンター及び佐喜浜サブセンター施設通信

系更新工事請負契約の締結について

(総務文教委員会委員長報告)

日程第3 議案第5号 令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 議案第7号 室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第5まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名中、遅刻届1名、現在11名の出席でございます。

遅刻議員は、竹中多津美議員、20分の遅刻でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 日程前ではございますが、先ほど来、議員の方などからも声が上がってありました議会中の写真、動画等の撮影に対する議長許可について発言をさせていただきます。

この件につきましては、市民から申請された議会中の撮影、録音について、開かれた議会との考えから、傍聴規則第14条のただし書規定により許可をいたしました。その後、様々な方面からこの撮影許可に対する御意見を頂戴いたしましたことから、この件の取扱いについて議会運営委員会にお願いしたところでございます。その内容につきましては、開会日の議会運営委員会委員長が報告したとおり、公益性の観点を持つ新聞などの報道関係者を申請対象とすることになりました。しかしながら、この件につきましては私自身も傍聴規則第14条のただし書規定を広く解釈し過ぎたことから、混乱を招く結果を生じさせました。議会に対する一定の配慮が足らなかったと深く反省をしております。申し訳ありませんでした。

今後、このようなことがないように気をつけてまいりたいと思います。議員をはじめ皆様方の御協力をお願いいたします。以上です。

ここで市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 議長より発言の許可をいただきました。御協力にお礼申し上げたいと思います。

今回の議会中の議会運営委員会から御指摘のあったおりました監査委員の選任についてであります。

対応に努力を重ねてまいりましたが、議案の提案に至ることができませんでしたことをまずおわび申し上げたいと思います。また、今後できる限り早期に提案できますよう取り組んでまいりますので、御了承賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

ただいま議題となっております総務文教委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

本案に対し、久保田浩君外5名から修正の動議が提出されております。

案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

この際、提出者の説明を求めます。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） 1番久保田浩。議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算に対する修正案を提案させていただきます。

本議会に提案されています令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）については、春の人事異動に伴う職員の給料、手当についての補正、そして物価高騰対策への国からの交付金等、急を要するものであると認識しています。しかし、中には今の室戸市に必要ではないと思われる予算も含まれていますので、その点について修正案を提出させていただきます。

第1に、2款1項6目企画費です。12節委託料、A I 講習委託料49万8,000円についてであります。

A I（人工知能）については、現在、乗用車の自動運転、家庭用自動掃除機等、そういったものにその技術が活用されています。国のほうでも働き方改革の一環として、将来的には行政事務への導入を検討されています。しかし、国のほうでも今年中にこのA I（人工知能）の使用に関してのガイドラインを作成される予定です。そうお聞きしております。国のガイドラインが作成され、そして市内部で検討されてからでも十分であると考えられますので、A I（人工知能）についての講習会の開催は時期尚早であると思われま。

第2に、6款1項3目観光費、18節負担金補助及び交付金、観光コンテンツ造成支援事業費補助金154万3,000円についてであります。

執行部の説明では、本市の産業の一つであり、産品でもある土佐備長炭を題材として取り上げ、その歴史、製法、備長炭の活用法等について情報発信できる内容を市外企業が作成するのに対して補助を行うとの説明でありました。室戸市や市の観光協会、ジオパーク推進協議会等、本市の産品をウェブ上で紹介する内容を作成するのに対して補助金を出すのであれば疑問は持ちませんが、市外企業に補助金を出すのはおかしいのではないかと考えています。

補助金を活用して出来上がった成果物は、市外企業の所有になります。市や市内の団体ではなく市外企業に対して補助金を出すことは適切ではないと考えています。

そして、この2つの事業については共通点があります。それは、同一の市外企業からの提案によって予算要求がされたものであります。その市外企業から提案があり、予算化し、そしてその企業に請け負わす、あるいはその企業に対して補助金を出そうとしているのです。もし市内の建設業者が、ここに道路が必要だと提案され、そしたら予算をつけ、提案してきた建設業者に請け負わすようなことを室戸市は行っていたでしょうか。今回の予算は、市外の企業からの提案に対して予算をつけ、そしてその企業に請け負わすという、そういった行為を行っているんです。

私は、今回の予算要求については認めるべきではないと考えますので、修正案を提出いたしました。

議案書のほうをお願いします。

議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案です。

第1条第1項歳入歳出予算の補正額、総額を次のとおり修正する。

歳入歳出予算補正額5億3,895万2,000円を5億3,691万1,000円に改める。歳入歳出予算の総額を158億3,010万1,000円を158億2,806万円に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

歳入歳出予算補正の19款繰越金、こちらを204万1,000円減額します。

そして、歳出についてですが、2款1項総務管理費、こちらを49万8,000円減額です。

そして、6款1項商工費、こちらのほうを154万3,000円減額です。

そして、すみません、予算書の最終ページのほうをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書です。

こちらの歳出のほうですが、2款1項6目企画費、12節委託料、こちらのほうを533万8,000円を484万円に改めます。

6款1項3目観光費の18節、こちらのほうの1,022万2,000円を867万9,000円に減額します。

この2つの事業については説明書のほうに書いておりますので、お願いいたします。

説明につきましては、以上であります。

**○議長（町田又一君）** ただいまの委員長報告並びに修正案に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

発言に当たっては原案なのか修正案なのかを明確にお願いをいたします。

（発言する者あり）

**○議長（町田又一君）** 河本竜二君の質疑を許可します。誰に対してですか。

（発言する者あり）

**○3番（河本竜二君）** 3番河本竜二。提案者久保田さんにお聞きをいたします。

2款1項6目企画費の中のA I講習委託料。

これからA Iはどんどんどんどん取り入れていくようになりますけれども、私は始まる前に

ある程度講習をして対応ができるようにすることが望ましいのやないかと思っておりますが、できてから取り組むことであれば、ちょっと出遅れてしまう、そのような気がいたしますが、提出された、できてからでよいという具体的な理由をもう一度聞かせてください。私は先に取り組んで、A Iのあれが可能、皆さんや市民の方に聞かれたときに即座に対応ができる状態にしていかなければいけないと思っておりますので、お聞きをいたします。

○議長（町田又一君） 提出者の久保田浩君の答弁を求めます。

○1番（久保田 浩君） 河本議員の質疑にお答えいたします。

確かに早いうちに取り組むっていうのはいいと思うんですけども、先ほど説明もしましたように、国のほうも各省庁にA Iの取組方についてのガイドラインを今年度中につくるという発表をされてますんで、先にやっという一回やるという、2度やる必要もないと思いますので、やはり国のガイドラインがきっちりできた後、それからのほうが私はいいと思っておりますので、時期尚早ではないかと考えています。

○議長（町田又一君） 河本竜二君の2回目の質疑を許可いたします。

○3番（河本竜二君） 2回目の御質疑をいたします。

国のガイドラインができるまでに民間等、A Iはどんどんどんどん進んでいっております。民間のそういった講習、国ではなしに、多分民間の方のほうがかかなり技術が進んでおる、そのように思いますので、国のやる部分と、市が民間から詳しいことを教わることも私はいいのではないかと思いますけれど、それについてもう一回答弁をお願いいたします。

○議長（町田又一君） 久保田浩君の答弁を求めます。

○1番（久保田 浩君） 河本議員にお答えいたします。

A Iの使い方っていうのは、行政ですので、ある一定のガイドラインができてからのほうが効率的だと思います。もしこの講習会、1日で49万8,000円もかかるもんですから、2回やるとなるとまた大変なことになりますので、やはり国の指針っていうのがきっちり決まってからやっても私は十分だと思っております。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

山本賢誓君の質疑を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 山本。修正案に対して質疑をさせていただきます。

2つの事業に対して修正案が出たということですがけれども、まず修正案の提出の説明にあったように、特にA Iに関してでもそうですけれども、室戸市でA Iに関するっていうものを市民からどれほどの要望があるのかっていうことなんかもあると思いますね。それで、今この時期に早くやらなくてはならないっていうこともあるがですけれども、久保田提案者さんに聞きたいのは、それぞれの修正案、例えばこの修正案の理由の中に、1日で49万8,000円、恐らく講習としてはこれほど高いがは前代未聞ではないかという思いもします。

それから、もう一つの観光コンテンツ造成支援事業費補助金154万3,000円においても、その

予算計上の仕方が、提案理由の中にもあったように、疑義が残るというふうにも思いますけれども、久保田議員には、こういった予算計上の経過も含めて修正案の中にそういった措置が含まれているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（町田又一君） 久保田浩君の答弁を求めます。

○1番（久保田 浩君） 山本議員にお答えします。

おっしゃるとおり、私もA Iの講習委託料、1日で49万8,000円、こんなの見たことありません。今回のこの予算の上げ方、本当に奇妙だと思ってます。言わば、民間の企業さんが提案をしてきて、その提案された額を予算要求して、そしてその提案者に請け負わす、こんな行為ってというのは、まず認められない予算だと思います。

先ほど提案理由の中でも言いましたけれども、市内の建設業者さんがここに道を造ってほしい、水路を造ってほしいという提案をした場合、予算を要求して、工事をその業者にやらす、そんなことは今までありませんし、今この予算を上げているのはそういう行為だと私は思っていますので、やはりこれは修正するべきだと思っております。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の委員長報告並びに修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論等の方法について議会事務局より説明をいたさせます。谷村議会事務局長。

説明の間、休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）についてを行います。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案及び修正案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、修正案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）についての討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

日程第1、議案第4号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

まず、本案に対する久保田浩君外5名から提出されました修正案についてを採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、久保田浩君外5名から提出されました修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、修正議決された部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第6号令和5年度吉良川サブセンター及び佐喜浜サブセンター施設通信系更新工事請負契約の締結についてまで、以上3件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております総務文教委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりでございます。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、議案第5号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

ただいま議題となっております産業厚生委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案に関しては、委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第2、議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上5件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第2、議案第2号から日程第4、諮問第1号まで、以上5件についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第2、議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号室戸市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和5年度吉良川サブセンター及び佐喜浜サブセンター施設通信系更新工事請負契約の締結について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第5号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

人権擁護委員に竹本昭光氏を推薦することに御異議のない諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、人権擁護委員に竹本昭光氏を推薦することに異議なしと決しました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第5、議案第7号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対し、竹中真智子君外5名から提出されました案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 議案第7号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についての提案理由について御説明いたします。

本条例については、庁舎建設に必要な財源を確保し、財源の健全な運営を資する目的に、令和4年3月に設置をされたものであります。しかし、本年2月19日に行われました市の庁舎整備に関する住民投票において、投票者の70%もの市民が庁舎の移転建て替えではなく現庁舎の耐震改修で十分であるとの判断を示されました。市民の意見を尊重するためにも、庁舎建設ではなく改修を行うべきであると考えられます。よって、庁舎建設に必要な財源を確保するために設けられました本基金条例の設置目的、処分について改正を提案するものであります。

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正について。

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月30日提出。

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部を改正する条例。

室戸市庁舎建設事業基金条例（令和4年条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

室戸市庁舎改修事業基金条例。

第1条中、「庁舎建設に必要な」を「庁舎改修に必要な」に、「室戸市庁舎建設事業基金」を「室戸市庁舎改修事業基金」に改める。

第6条中、「庁舎建設事業」を「庁舎改修事業」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。以上です。

○議長（町田又一君） お諮りいたします。

議案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしましたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二。ちょっとお伺いをいたします。

今日来てこの議案書を見て私はびっくりしましたけれども、今市役所と、そして私たち議員とがまだ話合いをしている状態で、何も市民の方に説明ができる材料もそろってない中で、どうして「庁舎建設に必要な」から「庁舎改修に必要な」に今改める必要があるのか。

この庁舎改修ということにつきましては、これ以外には使えないということになると思うんですが、これはおかしくないですか。どういう状態になるか分からないものを固定するというのはおかしいと思いますので、どうして庁舎改修にする必要があるのか、提出者である真智子議員にお伺いいたします。

○議長（町田又一君） 提出者の答弁を求めます。竹中真智子君。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 静粛にお願いします。

○4番（竹中真智子君） 説明は先ほどしたとおりでございます。

河本議員が言われましたように、移転建て替えのためにということで、それ以外には使えない、反対側から見ましても、やはりそうでございます。

ですから、先ほどの提案理由を聞いていただいたとおりでございます。

○議長（町田又一君） 河本竜二君の2回目の質疑を許可いたします。

○3番（河本竜二君） 2回目の質疑をさせていただきます。

今、提出者の竹中議員さんが言われましたが、それならばどうしてどっちかに偏る、こういうふうな提出はおかしいと思います。例えば、庁舎建設に必要なまたは庁舎改修に必要な、2つ載せるべきではないかと思いますが、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（町田又一君） 竹中真智子君の答弁を求めます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 議席での発言は慎んでください。

○4番（竹中真智子君） 竹中。お答えいたします。

両方載せるべきだという御意見でございますけれども、それはまた新たにあなたが提案されるなりしていただいて、今回はこういうことで私は提案理由を述べさせていただきました。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第5、議案第7号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。河本竜二君。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 原案に対する。

○3番(河本竜二君) 3番河本竜二。原案に対する反対討論をさせていただきます。

今、竹中議員は、投票率の70%ぐらい、反対意見が多いと言われております。そういう見方もあると思いますが、私はまだまだ説明ができていないと思っております。それはなぜか。耐震に投票された方とお話をすれば、耐震の後の費用のこと、またいろいろなことを説明していく中で、やはりその説明がきちりできていない、そんなことがあるんやったらもうちょっと考えたにとか、逆に入れたとか、そういう意見がたくさんあります。そういった中で、今耐震補強にするか、移転をするかという話合いを持たれています。それが、本当は住民投票、私は行うべきではなかったと思っております。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静かに。

○3番(河本竜二君) (続) 説明ができていない状態で、私らは市民の方に御説明をするデータも何も持っていません、ないんです。役所側も建設費、また新たな構造としては説明しておりますが、どうしてというちゃんとしたデータがありませんし、市民の方に説明、誰一人ちゃんとできる人はいないと思います。思いで、各それぞれの考えで言っていると思います。まだその状態だと私は思っております。その中で、この「改修に必要な」に今基金条例を変える、ちょっと早過ぎるのではないかと私は思っております。先ほども言われたように、もう少し議会と、そして執行部、そして市民の方を巻き込んでお話をした上で、どういった方向になるのか、それがわかったときにこれを、この状態になるのか、私が言ったように庁舎建設または改修にという方向になるのか、それを決定するべきではないかと私は考えますので、今回のこの条例改正に関しましては反対をいたします。以上です。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静粛にお願いします。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。久保田浩君。

○1番(久保田 浩君) 1番久保田浩。原案に賛成の立場で討論させていただきます。

一般質問の中でも私、植田市長にも聞きました。憲法改正については国民投票で過半数で改正されます。今回、庁舎の整備に関しては2月19日に住民投票によって判断もされてます。もう投票者の70%が、庁舎の建設ではなく耐震改修でいいと判断しているんです。もうこれ以上

議論は必要ではないと考えております。

よって、この庁舎建設のためにつくられた基金条例を、用途を変更する必要性は十分あると思いますので、私は賛成いたします。以上です。

○議長（町田又一君） 静粛にお願いします。

次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山保太郎です。原案に対する賛成の討論をいたします。

もともとこの市役所の庁舎の建て替えとか移転とか補強とかというそういう問題は、平成7年に国が、公共建物も含む、民間も含む耐震補強工事を促進するという法律を出してから、市町村、都道府県をはじめ、民間の家屋に至るまで耐震性のある補強工事をしなきゃならんという、そういうことになってきたわけ。国の法律に基づいて各市町村や都道府県も耐震補強工事の耐震診断とか計画を立てて実行しなきゃならないということになったわけです。そして、室戸市も遅まきながら平成20年に耐震補強計画というものを立てたわけです。それがちゃんと文書に残っちゃうわけですね、平成20年ですが。それを平成31年にもう一回改定をしようとするわけです。平成20年から10年ほどたっておるので、いろいろ事情は変わっておると思うんですが、それに基づいて室戸市は耐震補強工事の計画を改定してる。平成31年に改定した市長は誰かと言うと、これは植田市長なわけです。補強工事をやるという計画を自らつくって、公表しなきゃならんということで公布されてるわけです。その計画書も、私の一般質問のときにこういうふうに掲げたとおり、ちゃんと市役所にあるわけです。だから、耐震補強工事をやるというのは国の方針であり県の方針であり、室戸市自らがつくった計画なんだ。そして、植田市長が市長になったのは平成30年だからね。平成31年に補強工事の計画を策定したということで、その計画書を発表しておるわけです。だから、私たちが補強工事を急ぐべきだと、やるべきだということは、国の方針、市の方針に基づいて言うてるわけです。竹中真智子さんの提案したこの原案というのは、その流れに沿った正しい提案なんです。これを否定するということは、自らの計画したことを全部否定するということですか、これは。

そして、住民投票でも市民が、耐震補強工事をやれということで70%近くの住民が賛成したわけ。この間の市議会議員選挙でも私をはじめ、新築移転に反対する、耐震補強工事をやれ、住民投票の結果を守れという議員が圧倒的に多数を占めたわけでありますが、そういう民意のことも考えて、この基金をいつまでも建て替え移転のために使う基金として置いておくことはできないから、この名称を変えて、民意に即した使い方にしてもらいたいということで提案しとるし、私たちが提案に賛同したわけでありまして。ですから、市長も自分が耐震補強工事をやるという就任直後に計画書まで作るとるんですから、それをぜひ守ってもらいたいと思うわ

けであります。以上です。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静粛にお願いします。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静粛にお願いします。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(町田又一君) あまり騒がしいようでしたら、また……。

どうぞ静かに傍聴をお願いします。

(傍聴席で発言する者あり)

○議長(町田又一君) 静粛な議場ですので、傍聴者の皆さん、冷静にお聞きをください。お願いをいたします。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) なしと認めます。

これをもって日程第5、議案第7号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第5、議案第7号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(町田又一君) 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 市長の発言を許可いたします。

○市長(植田壯一郎君) 議長の発言の許可をいただきましたので、よろしく願いをいたします。

先ほど可決されました議案第7号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部を改正する条例につきましては、当基金の使い道について、まだ耐震か建て替えか決定していない庁舎の地震対策について、改修事業に限定する内容であることについて異議がありますので、地方自治法第176条第1項に基づく再議に付するための手続を進めたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長(町田又一君) 産業厚生委員会委員長から、委員会において閉会中もなお調査が必要と認め、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中

の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

産業厚生委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和5年6月第4回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前10時59分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員